

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第二十三号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納稅義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（次条及び第三十八条の二において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

第三十八条第一号中「百分の二」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同条第二号中「百分の二」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第三十八条の二第一項中「百分の四」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加え、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納稅義務者」に改め、同条第二項中「五分の二」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の二）」を加える。

第五十六条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他地方税法施行規則第七条の三第一項に規定する事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつて案分して」を「により按分して」に改め、同条第十二項中「によつて」を「により」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第九項と

し、同条第七項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条の三第三項本文」を「第七条の三第四項本文、第七条の三の二第四項本文又は同条第五項本文」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつて案分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他地方税法施行規則第七条の三の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同規則第七条の三の二第二項において準用する同規則第七条の三第二項及び第三項の規定により当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して地方税法施行規則第七条の三の二第三項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるものの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第五十七条の三 法第七十三条の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。

3 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。

第六十一条第二項中「第七十三条の十四第六項から第十項」を「第七十三条の十四第六項から第十四項」に改める。

第一百六十五条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第四条の二第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第六条第一項第一号中「百分の一・二」の下に「（当該納稅義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）」を、「百分の〇・六」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）」を加え、同項第二号中「百分の〇・六」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を加え、同項第三号中「百分の〇・三」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を、「百分の〇・一五」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七）」を加える。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第六条の四の二第一項中「五分の二」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を、「百分の二」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を、「三万九千円」の下に「（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは、」を「場合における」に改め、「百分の一・八」との下に「、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」と」を加える。

附則第六条の四の三第三項中「百分の一・八」との下に「、「百分の一」とあるのは

「百分の一・四」と、「五万四千六百円」との下に、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とを加える。

附則第六条の五中「五分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の二）」を加える。

附則第八条第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第九条第一項第一号中「百分の四・八」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・四）」を加える。

附則第十条第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十条の二第一項第一号中「百分の一・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）」を加え、同項第二号イ中「三十二万円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円）」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十条の三第一号中「百分の一・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）」を加え、同条第二号イ中「九十六万円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、四十八万円）」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十一条第一項中「百分の三・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八）」を加え、同条第二項中「、「百分の二」を「百分の二」と、「百分の一・八」とあるのは「百分の一」に改め、同条第三項第一号中「によつて」を「において」に改める。

附則第十一条の二第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十一条の二の二第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十一條の二の六第一項中「非課税上場株式等管理契約」という。」の下に「又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）を、「規定する非課税口座内上場株式等」の下に「（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）」を加え、「同条第五項第一号」を「同法第三十

七条の十四第五項第一号」に改め、同条第二項中「非課税口座」を「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「拠出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第十一条の二の七第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十一条の二の八の二第一項及び第三項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十一条の九第一項及び第三項中「五分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の二）」を、「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

附則第十四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、

同条第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十四条の二第二項中「ガソリン自動車（車両総重量が一・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が一・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するものを乗じて得た数値以上であること。

るもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち 次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第
四条の五第三項に規定するもの

ノ
沙のいれかに詰三ノ

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

乗じて得た数値以上であること。

三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同条第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ロ中「附則第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十三項」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十四項」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
附則第十四条の二第八項第一号ロ中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同項第一号中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十四条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の二第二項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十一年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので五を乗じて得た数値以上であること。

地方税法施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十四条の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十四条の四第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号口中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第八項」に改め、同号口中「附則第四条の六第九項」に改め、同号口中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号口中「附則第四条の六第十項」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」に改め、同号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め、同号口中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十七条から第三十八条の二までの改正規定並びに附則第六条、第六条の四から第六条の五まで、第八条から第十条の二まで、第十条の三から第十一条の二の二まで、第十一条の二の七、第十一条の二の八の二及び第十一条の二の九の改正規定 平成三十一年一月一日

二 第五十六条の改正規定並びに附則第十四条、第十四条の二及び第十四条の四の改正規定 平成三十一年四月一日

三 第百六十五条の改正規定並びに附則第四条の二及び第十一条の二の六の改正規定 平成三十一年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中第三十七条第一項、第三十八条、第三十八条の二第一項及び第二項並びに附則第六条第一項、第六条の四の

二第一項及び第四項、第六条の四の三第三項、第六条の五、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の三、第十一条第一項及び第二項、第十一条の二第一項、第十二条の二第一項、第十一条の二の七第一項、第十一条の二の八の二第一項及び第三項並びに附則第十二条の九第一項及び第三項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 前条第三号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の広島県税条例（以下「三十年新条例」という。）第五十六条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下この条において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この条において同じ。）の附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築されたこの条例による改正前の広島県税条例第五十六条第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この条において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 三十年新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。